

妊婦健診受診助成券用封筒広告募集要項

西宮市が推進している広告事業の1つとして、「妊婦健診受診助成券用封筒」の広告主を募集します。

本市では、行政サービス提供のために発行している印刷物等を、新たな財源確保の観点から市民に迷惑をかけない形で最大限に活用し、それによって得た収入を市の行う事業に充当することで、市民サービスの向上を図っています。

この要項は、「妊婦健診受診助成券用封筒」の広告主を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1. 広告媒体の名称

妊婦健診受診助成券用封筒

2. 広告媒体の仕様・募集内容

別紙「広告媒体資料（広告掲載仕様書）」のとおり

（注）西宮市広告掲載要綱、西宮市広告掲載基準、広告掲載仕様書を必ずお読みください。

3. 募集期間

令和6年11月12日（火）～11月20日（水）（当日必着）

4. 募集対象

事業者（広告代理店等の応募も可能です。）

5. 広告料

- ・ 広告料については、**30,000円（税込み）以上の額**をご提示ください。
- ・ 広告料は、広告掲載決定後、市の指定する期日（令和7年1月頃を予定）までに、一括で納入してください。
- ・ 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しません。
- ・ 広告を掲載した妊婦健診受診助成券用封筒の配布前までに、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告料を全額返還します。

6. 掲載できない広告

- ・ 医療機関（病院、診療所、歯科医院、助産所、調剤薬局）の広告は掲載できません。
- ・ 西宮市広告掲載要綱第2条及び西宮市広告掲載基準第4条から第8条までに該当する広告は掲載できません。

7. 広告掲載の取消

下記に掲げる場合、広告掲載を取り消すことがあります。

- ・ 指定する期日（令和6年12月を予定）までに広告用版下の調整ができない場合
- ・ 指定する期日（令和7年1月を予定）までに広告料の納付がない場合
- ・ 広告の内容等の変更に広告主が応じない場合
- ・ 本市の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があった場合
- ・ 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、または広告掲載者とその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合

- ・その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき

8. 印刷物の代物補償

妊婦健診受診助成券用封筒の印刷後、当該広告が「6. 掲載できない広告」や「7. 広告掲載の取消」に該当することとなった場合、広告掲載期間内に使用する妊婦健診受診助成券用封筒（指定する規格・枚数）を、指定する期日までに提供してください。

9. 広告主の責務

- ・広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- ・第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

10. 申込方法

「広告掲載申込書」と「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に伴う誓約書」に必要事項を記入し、「広告原稿案」を添付して、下記の申込先へメールにてデータを送付いただくか、持参または郵送してください。

なお、データ送付の場合は、事故防止のため必ず電話で提出した旨の連絡をお願いします。

11. 決定方法

市で広告掲載の内容について審査後、広告掲載料が最も高い者を選定し、決定します。なお、2者以上の応募があった場合において、当該広告掲載料が同額であったときは、広告掲載要綱第5条の規定による優先順位によるものとし、それらの優先順位が同じであるときは、別途指定する日時に実施する抽選により決定するものとします。

なお、広告掲載位置（裏面の上下）については、市で決定します。

12. 広告掲載可否の通知

- ・広告掲載の可否を決定したときは、その可否にかかわらず結果を申込者に通知します。
- ・広告掲載可の決定を受けた者（広告主）は、速やかに所管する部署の担当者と広告内容について協議を行ってください。
- ・広告内容について承認を得た後、指定する期日までに版下原稿の調整をしてください。

13. その他

本募集は、令和7年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。事業の実施は、令和7年度予算の成立が前提であり、今後内容等が変更になることがあります。

【申込・お問い合わせ先】

西宮市健康福祉局保健所 地域保健課

〒662-0913 西宮市染殿町8番3号

電話：0798-35-3302

FAX：0798-26-0616

E-mail：vo_hokenservice@nishi.or.jp